

1 研究目的及び研究方法、応募者の研究遂行能力

本研究種目は審査区分表の「中区分」ないし「特設審査領域」で審査されます。記述に当たっては広い分野構成で多角的視点から審査が行われることに注意すること。

本欄には、

- ① 本研究の目的
- ② その研究目的を達成するための研究方法（研究体制（「研究組織」にある研究者及び研究協力者のそれぞれの役割）を含む）
- ③ 応募者の研究遂行能力（これまでの研究活動の具体的な内容等。必要に応じて今回の研究構想に直接関係しないものを含めてもよい。）

について、2頁以内で焦点を絞って具体的かつ明確に記述すること。

※留意事項①：

1. 本研究種目は、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる潜在性を有する挑戦的研究を募集するものです（（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画も対象としています）。応募に当たっては自身の研究計画がその趣旨に沿ったものであるかを十分に確認すること（特設審査領域に応募する場合は自身の研究課題が他の中区分でなく当該領域に合致しているかも確認すること）。
2. 挑戦的研究（萌芽）は審査区分表の中区分ないし特設審査領域により、広い分野の委員構成で多角的視点から審査が行われることに留意の上、研究計画調書を作成すること。
3. 挑戦的研究（萌芽）では、様式S-42-1（「研究計画調書の概要」欄）に研究計画調書（Web 入力項目）の前半部分を加えた「研究計画調書（概要版）」のみによる事前の選考を行います（応募件数が少ない場合、事前の選考は行いません）。
4. 書面審査及び合議審査では、様式S-42-1（「研究計画調書の概要」欄）は参照できないため、様式S-42-1（「研究計画調書の概要」欄）と本様式は独立に作成する必要があります。例えば、様式S-42-1（「研究計画調書の概要」欄）に載せた図を本様式で引用することはできないため、必要な図はそれぞれに記載すること。

※留意事項②：

1. 作成に当たっては、研究計画調書作成・記入要領を必ず確認すること。
2. 本文全体は11ポイント以上の大きさの文字等を使用すること。
3. 各頁の上部のタイトルと指示書きは動かさないこと。
4. 指示書きで定められた頁数は超えないこと。なお、空白の頁が生じても削除しないこと。
5. 本留意事項（斜体の文章）は、研究計画調書の作成時には削除すること。

【1 研究目的及び研究方法、応募者の研究遂行能力（つづき）】

2 挑戦的研究としての意義（本研究種目に応募する理由）

本研究種目は、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる潜在性を有する挑戦的研究を募集するものです。

本欄には、

- ① これまでの研究活動を踏まえ、この研究構想に至った背景と経緯
- ② 学術の現状を踏まえ、本研究構想が挑戦的研究としてどのような意義を有するか、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画である場合には挑戦的研究としての可能性を有するかについて1頁以内で記述すること。

※特設審査領域に応募する場合は、③「本研究構想が当該特設審査領域に合致する理由」についても記述すること。

3 人権の保護及び法令等の遵守への対応（公募要領 4 頁参照）

本欄には、本研究を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を、1 頁以内で記述すること。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む）、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

該当しない場合には、その旨記述すること。